

産業衛生 レポート

No.547

2025年4月号

パナソニック健康保険組合 産業衛生科学センター

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

～ラベル・SDS対象物質の範囲変更～

(令和7年2月19日 政令第35号)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

～ラベル・SDS対象物質の155物質追加・2物質削除～

(令和7年2月19日 厚生労働省令第12号)

● 改正の要点

1 改正政令

(1) ラベル・SDS対象物質の範囲の変更

ラベル・SDS対象物質を、国が行うGHS分類の結果、危険性又は有害性があるものと令和3年3月31日までに区分された物のうち厚生労働省令で定めるものから、令和6年3月31日までに区分された物のうち厚生労働省令で定めるものとしたこと。

(2) 施行期日

施行日：令和9年4月1日

(3) 経過措置

改正政令により新たにラベル・SDS対象物質に追加される物質のうち、令和9年4月1日に施行される物質であって施行の日において現に存するものについては令和10年3月31日までの間は、ラベル表示に係る法第57条第1項の規定を適用しないこと。

2 改正省令

(1) ラベル・SDS対象物質の追加及び削除

改正令の施行に伴い、ラベル・SDS交付対象物質に追加される155物質について、[安衛則別表第2](#)に追加したこと。

また、ラベル・SDS交付対象物質から除外される2物質について、[安衛則別表第2](#)から削除したこと。

(2) その他

その他所要の改正を行ったこと。

(3) 施行期日

施行日：令和9年4月1日

詳細は以下をご確認ください。

・【政令】 [「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」\(令和7年政令第35号\)改め文](#)

・【省令】 [「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」\(令和7年厚生労働省令第12号\)](#)

・【政省令の施行通達】 [労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について\(令和7年2月19日付け基発0219第4号\)](#)

・【労働安全衛生規則 別表第2】

[労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務対象物質一覧\(令和5年8月30日改正政令、令和5年9月29日改正省令公布、令和7年4月1日及び令和8年4月1日施行\)\(令和5年11月9日更新\)\[Excel:250KB\]](#)

=====
労働安全衛生法施行令第 18 条第 3 号及び第 18 条の 2 第 3 号の規定に基づき
厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件
～ラベル・SDS 対象物質の追加物質の裾切値を設定～

(令和 7 年 2 月 19 日 厚生労働省告示第 24 号)

● 改正の概要等

1 改正の趣旨

今般、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 35 号）及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 12 号）により、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）別表第 2 に列挙されているラベル表示・SDS 交付等の義務対象物質について、個々の物質の追加・削除が行われることから、本告示についても当該物質等について裾切値を定める等の改正を行ったものであること。

2 施行期日

施行日：令和 9 年 4 月 1 日

詳細は以下をご確認ください。

- ・【告示】 [「労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件」\(令和7年厚生労働省告示第24号\)](#)
- ・【告示の施行通達】 [「労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件」の告示について\(令和7年2月19日付け基発0219第6号\)](#)
- ・【労働安全衛生規則 別表第 2】
[労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS 交付の義務対象物質一覧\(令和 5 年 8 月 30 日改正政令、令和 5 年 9 月 29 日改正省令公布、令和 7 年 4 月 1 日及び令和 8 年 4 月 1 日施行\)\(令和 5 年 11 月 9 日更新\)\[Excel:250KB\]](#)

労働安全衛生規則第 577 条の 2 第 5 項の規定に基づき
がん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示

(令和 7 年 2 月 19 日 厚生労働省告示第 25 号)

● 改正の概要等

1 改正の趣旨

今般、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 35 号）により、リスクアセスメント対象物の範囲が、国が行う化学品の分類の結果、危険性又は有害性があるものと「令和 6 年 3 月 31 日」までに区分された物のうち、厚生労働省令で定めるものと改正されることから、本告示により、がん原性物質の範囲について、「令和 6 年 3 月 31 日」までに区分されたものに 変更を行ったものであること。

2 施行期日

施行日：令和 9 年 4 月 1 日

3 その他

本告示適用後のがん原性物質の一覧は、[厚生労働省ホームページ](#)で公表予定

詳細は以下をご確認ください。

- ・【告示】 [「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示」\(令和7年厚生労働省告示第25号\)](#)
- ・【通達】 [「労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示」について\(令和7年2月19日付け基発0219第5号\)](#)
- ・[職場のあんぜんサイト:化学物質:がん原性物質](#)
令和 5 年 4 月 1 日及び令和 6 年 4 月 1 日適用分(令和 5 年 3 月 1 日更新)[Excel:31KB]

令和 7 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について ～暑さ指数 (WBGT) の把握、熱中症を重篤化させないための措置、有訴者への特段の配慮～

(令和 7 年 2 月 28 日 厚生労働省発表)

厚生労働省では、職場における熱中症予防対策を徹底するため、労働災害防止団体などと連携し、5 月から 9 月まで、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。

●「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」概要

近年死亡者数が 1 年間で 30 人程度の状況が続いているため、以下について重点的に呼びかけます。

- [1] 暑さ指数 (WBGT) の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること
- [2] 熱中症のおそれのある労働者を早期に見つけ、身体冷却や医療機関への搬送等適切な措置ができるための体制整備等を行うこと
- [3] 糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮をおこなうこと

●「令和 6 年職場における熱中症による死傷災害の発生状況 (速報値)」

令和 6 年の速報値では、死亡を含む休業 4 日以上之死傷者数は 1,195 人、うち死亡者数は 30 人となっています。業種別にみると、死傷者数については、全体の約 4 割が建設業と製造業で発生しています。また、死亡者数は、建設業が最も多く、製造業及び運送業が同数で続きます。多くの事例で暑さ指数 (WBGT) を把握せず、熱中症の発症時・緊急時の措置の確認・周知の実施が確認出来ませんでした。また、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している事例も見られ、医師等の意見を踏まえた配慮がなされていない事例もありました。

●期間

準備期間 : 令和 7 年 4 月

キャンペーン期間 : 令和 7 年 5 月 1 日から 9 月 30 日

重点取組期間 : 令和 7 年 7 月

詳細は以下をご確認ください。

■[別添資料1令和7年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱\[469KB\]](#)

■[別添資料2「令和6年職場における熱中症による死傷災害の発生状況\(令和7年1月7日時点速報値\)」\[319KB\]](#)

■[参考 ポータルサイト「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」概要](#)

労働衛生規則の一部を改正する省令案を了承

～職場における熱中症対策の強化～

(令和 7 年 3 月 12 日 厚生労働省発表)

労働政策審議会 安全衛生分科会は、職場における熱中症対策に関する労働安全衛生規則の一部を改正する省令案を妥当と答申しました。

熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、事業者に対し、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」を罰則付きで義務化されます。

公布日 : 令和 7 年 4 月上旬 (予定) 施行日 : 令和 7 年 6 月 1 日

詳細は以下をご確認ください。



- ・ [資料1-1 職場における熱中症対策の強化について\(その2\)\[1.1MB\]](#)
- ・ [資料1-2 労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱\[252KB\]](#)
- ・ [資料1-3 「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案」の概要について\(職場における熱中症対策の強化関係\)\[238KB\]](#)

【お知らせ】皮膚障害等防止用保護具選定マニュアル改訂について

令和6年4月より皮膚等障害化学物質等に対して、化学防護手袋等の着用が義務化されました。適切な保護具を選択するための「皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル」(2024年2月 第1版)が改訂され、第2版が公表されました。

<改訂の概要>

改訂前		改訂後		変更点	
第2章	皮膚障害等防止用保護具に関する基礎知識	第2章	化学物質労働災害の現状と皮膚障害	第2章を分割 災害事例とリスクアセスメント関係の情報を整理・拡充	
		第3章	皮膚障害等防止用保護具選定のためのリスクアセスメント		
第3章	化学防護手袋の選定	第4章	化学防護手袋の選定と使用	第4章に整理	
第4章	化学防護手袋の使用				
第5章	化学防護手袋の保守・管理		第5章		化学防護服(保護衣)の選定と使用
			第6章		保護めがねの選定と使用
		第7章	化学防護長靴(履物)の選定と使用	章を新設 手袋以外の保護具の選定と使用の情報を追加	

詳細は以下をご確認ください。

- ・ [皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル\(第2版 令和7年3月\)\[6.6MB\]](#)
 参考資料1:皮膚等障害化学物質及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質リスト([Excel版\[85KB\]](#))
 参考資料2:耐透過性能一覧表([Excel版\[1.2MB\]](#))
- ・ [「皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル」改訂の概要](#)